

「ひらいずみ遺産」保存活用推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世界遺産「平泉」の構成資産及び世界遺産「平泉」をより深く理解する上で欠くことのできない関連資産を「ひらいずみ遺産」として定め、一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信を行うことにより、相互にその価値を高めるとともに、県民の理解を促進し、歴史的価値の高い重要な遺産として、将来の世代に継承していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「ひらいずみ遺産」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 世界遺産「平泉」構成資産
中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡及び金鶏山
- (2) 世界遺産「平泉」関連資産
柳之御所遺跡、骨寺村荘園遺跡、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡及び達谷窟

(取組)

第3条 ひらいずみ遺産に係る保存活用を図るため、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 包括的保存管理計画に基づく保存管理
- (2) 調査研究、調査研究に係る成果の蓄積及び情報共有
- (3) 各構成資産を拠点とした周遊・来訪促進等の文化観光
- (4) 県内の他の世界遺産との連携
- (5) 第1号から第4号の取組及び価値の発信

2 前項の取組を推進する場合において、市町関係部局その他関係機関と連携及び調整を図るものとする。

(ひらいずみ遺産連絡会議)

第4条 前条に掲げる取組を推進するため、別表に掲げる者で構成する「ひらいずみ遺産連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 2 連絡会議は、ひらいずみ遺産の保存活用、調査研究及び情報発信等の方針及び具体的取組に係る協議・連絡調整等を行う。
- 3 会長に、岩手県文化スポーツ部長をもって充てる。
- 4 連絡会議は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。
- 5 連絡会議の庶務を処理するため、岩手県文化スポーツ部文化振興課に事務局を置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月7日から施行する。

別表 (第4条関係)

ひらいずみ遺産連絡会議	岩手県 一関市 奥州市 平泉町
-------------	--------------------------